

令和3年 第3回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和3年3月10日（水曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第3回会議議事録

- 1 開催日時 令和3年3月10日 午後1時30分
 - 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
 - 3 出席委員 17名
1番委員 榎 洙 武 重 2番委員 星 野 敏 雄 3番委員 内 海 博 光
4番委員 高 橋 公 利 5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 哲 次
7番委員 今 井 育 男 8番委員 吉 野 拓 夫 9番委員 星 野 榮 一
10番委員 阿 部 均 司 11番委員 森 下 一 郎 12番委員 本 多 偉 男
13番委員 本 多 通 治 14番委員 原 澤 幸 好 15番委員 原 澤 章
16番委員 田 村 隆 司 18番委員 高 宮 玉 江
 - 4 欠席委員
17番委員 内 海 美 津 江 19番委員 高 橋 久 美 子
 - 5 議事録署名委員
12番委員 本 多 偉 男 13番委員 本 多 通 治
 - 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 鈴 木 伸 史 書記 本 間 泉 書記 小 林 紀 之
書記 我 妻 園 華
 - 7 会議に附した事件
議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第13号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
議案第14号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）

協議事項・報告事項
(1)農地法第18条第6項の規定による通知について
(2)農地届出復元農地台帳登載について
(3)形質変更届について
(4)農業経営改善計画の認定について

その他
 - 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。
- 開 会 みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。
顛 末

議長 会長議長となり、議事録署名委員に12番本多偉男委員・13番本多通治委員を指名し議事に入る。
早速、議事に移ります。
議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願いします。

事務局 1ページをお開きください。
議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について。
次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
別紙記入事件 4件。
次のページをお開きください。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上、よろしく願いいたします。

議長 事務局からの説明は終わりました。
では、まず最初に、番号1番の〇の〇〇さんについてです。この件につきまして、2番の星野敏雄委員に、現地の調査をお願いしてございますので、結果報告をお願いします。

2番委員 2番の〇地区を担当しています星野敏雄です。
農地法第3条による申請事案の調査結果についてご報告いたします。
ここは、〇駅からおおむね1.7キロぐらい〇方面に下がったところで、右側に入ったところにあります。
3月1日に現地調査を行いまして、同日、申請者の代理人である〇〇さんに確認をしました。譲渡人の方が茨城県ということで、遠方であるために耕作ができないというふうなことで、今回、譲受人の〇〇さんに耕作をお願いしたいということでございます。
耕作意思の確認ですが、3月1日、本人の意思も確認できて、実行は確実と思われまます。譲受人の自宅から100メートルぐらいのところこの3条の畑があると。耕作面積は田んぼ、畑を合わせて6,432平米ということで、下限面積を当然上回っています。問題はないと思います。
周辺農地の利用に支障の有無ですが、既に梅等も植わっておって、耕作されておりますので、支障はないと思われまます。
その他として、懸案事項は特にございません。
以上、よろしくご検討のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただいまご報告をいただいたとおりでございますが、委員の皆様のほうから質問、ご意見等がございましたらお願いします。
特にないようですので、申請のとおり決定したいと思いますが、よろしゅうございますか。
（「はい」の声）
では、そのように決定させていただきます。
続きまして、2番、〇の〇〇さんの案件につきましても、8番の吉野拓夫委

員に現地の確認調査をお願いしてございますので、結果の報告をお願いいたします。

8番委員

8番の〇地区担当の吉野です。

農地法第3条による申請事案の調査結果についてご報告いたします。

3月2日に現地調査並びに耕作意思の確認を行いました。

場所は、〇線の〇という地域なのですが、分かりやすくいいますと、川を挟んで、〇〇のほぼ相向かいというところですよ。

現地の確認ですが、現在積雪で一面真っ白でございます。この現地を私は去年の積雪前の秋に何度か確認をしております。現地は全面的にウドが既に植わっております。

本人の耕作意思の確認ですが、これは間違いのないと思われまして。

耕作面積も81aということで、何と問題もないと思われまして、また周辺農地等への支障も見当たりません。そして、〇〇さんの家の本当にすぐ側なんです。譲渡人のほうは、隣の集落の〇という集落で、現地には遠いし、既に農業のほうもそれほどやっていないということで、管理が大変ということで伺ってまいりました。

その他については、何ら支障がないと思われまして、以上よろしくご審議をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございますが、委員の皆様の方から質問、意見等がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、申請のとおり決定したいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、3番、〇の案件、結構筆数が多いんですけども、これにつきましては、9番、星野榮一委員に現地の確認調査をお願いしてございますので、その結果の報告をお願いいたします。

9番委員

9番の星野榮一です。

農地法第3条の申請事案の調査結果について報告いたします。

3月3日に現地調査と状況調査を行いました。

場所のほうなのですが、〇駅から〇駅に向かって、〇町営、〇線と利根川の間になるんですが、それを一番南側へ下がったところですよ。

7筆一緒にということなんですけれども、譲渡人が3名ということで、〇〇さん外2名。譲受人の〇〇に会い確認をいたしました。

譲渡人の〇〇さん、この一番右側の田んぼなんですけれども、そこは昨年まで、その1枚だけなんですけれども、耕作をしておりました。しかし家から遠く、また水の便が悪いということで、大変作りづらいということがあって、今回の話を伺い、農地としてトウモロコシを作るといって、承諾したということですよ。それから、ほかの2名も高齢で、真ん中の上2枚とその上なんですけれども、3枚。〇〇さんという方なんですけれども、80歳を超えております。草刈り等も大変だということでもあります。十数年来、田としては耕作

はしておりません。もう一名〇〇さん、その方も高齢なんですけれども、2年ほど前に体調を壊し、草刈り等保全管理も大変になってきたということで、今回の話を聞いて、承諾したということでもあります。また跡取り等もいらしたんですけれども、遠くへ勤めていたり、やり気がないとか、続けるつもりはないということでありました。農地を有効利用してくれるということで、3名とも承諾したということです。

譲受人ですけれども、場所は〇〇から〇〇に向かって500mぐらいですか、行くと、右側に、皆さんもご存じかと思えますけれども、〇〇という看板があると思うんですけれども、大変今盛っているところなんですけれども、そこで〇〇のコーンスープの販売を行っているということです。社名は株式会社〇〇というそうです。今回のこの申請地に隣接して会社の建物になっており、安定的に耕作したいということでもあります。

意思確認ということですが、長男の〇〇さんという方なんですけれども、大変農業に興味を持っていてやりたいと、作物を作りたいということで、店で販売するものについては、できる限り自給自足をしたいということが本人の考えのようです。耕作は確実ということであると思えます。

あとは、面積も下限面積を上回っているということで適当と思えます。

懸案事項ですが、周辺農地の利用についてということなんです、前に何名かの農業委員の方に行ってもらって見てもらったことがあるんですけれども、この7筆の分の道路を造りたいということで、別荘を造りたいという方がいらっしやいまして、その農地に自己資金で道路を造るというような話がありました。しかし、そのへんの話もちょっと進行しているようなんですけれども、この7筆の外側を回って6mの道路を造りたいといことのように。話はそのへんまで進んでいるようですけれども、今回の申請とは関係ないんですが、そこまで話は進んでいるようです。

そのほかに懸案事項としては特にございません。

以上、よろしくご審議をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございますが、皆様のほうから意見、質問等がございましたらお願いいたします。

10番委員

10番の阿部なんですけれども、ちょっと事務局のほうにお聞きしたいんですけれども、譲受人は耕作面積がゼロということですよ。この地区の下限面積というのは、参考のために、どのくらいの面積かというのがありましたら教えてもらっていいですか。

議 長

事務局、お願いいたします。

事務局

お答えさせていただきます。

この〇地区におきましては、下限面積は1,000㎡です。ほかの地区についてはまた別の面積を設けさせていただいているので、そのときに応じて下限面積を変えさせていただいているような状況です。

ちなみに、年1度、昨年も下限面積について議題として上げさせていただいておるわけでございます。年1度は下限面積について審議をしてくださいというふうな形で運用させていただいてきております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

10番委員 今回、合計で1,018ということで、1反歩は若干超えていますけれども、オーケーということで。

事務局 面積的には、先ほど阿部委員が言われたように、1,000㎡をちょっと上回っているということですが、今回、星野委員に調査を依頼する前に、一度ちょっと下相談というか、させていただきました。それはなぜかという、新規就農というような形でございまして、幾つか関係者を通じて、今回の申請人の〇〇さんに質問をさせていただきました。新規就農に当たって、いろいろクリアしなくちゃならない事柄があると思ったので、事務局として質問を幾つかさせていただきました。

その中に、まず就農に当たってのノウハウ、そういったトウモロコシを作るにおいて、勉強というんですか、そういったものの経験がありますかというような質問をさせていただいたら、ほとんどないということでしたが、今回申請を受ける所有者の一人である〇〇さんという方から、土地は譲り受けるんだけど、そういったトウモロコシのノウハウ、経験を教わりながらトウモロコシを耕作していきたいということを述べております。

また、幾つか、この場所を星野さんにもご相談させていただいて、やっぱり獣が出たりする場所でもあるので、そういった対策はどうですかという質問もさせていただきました。可能な限り、そういったものも電柵とかさせていただいて、トウモロコシが取れるような方策を取ってみたいということで、ご本人はいたって真摯にこの耕作に対して臨むということを一応書面でいただいております。これも星野さんに事前にお渡しした上で、今回調査をさせていただきました。

そういったところで、ちょっと余談になったんですけども、述べさせていただきます。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

ほかに、質問、意見等ございましたら、お願いいたします。

ないようですので、新規就農のことでございますが、一応面積も1反歩をクリアしているということで、申請のとおり許可をしてよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、番号4番、〇、〇〇さんの案件ですが、これにつきましては、10番の阿部均司委員に現地の確認調査をお願いしてございますので、その結果の報告をお願いいたします。

10番委員 10番、阿部均司です。

今回の案件につきまして、3月8日に譲受人立会いの下に、高宮委員と現地

調査を行ってきました。

申請地なんですけれども、〇地区の〇郵便局のところから、南側に100mぐらいだと思いますけれども、入ったところに申請地があります。

譲渡人は、以前は〇地区で農業等しておりましたけれども、現在は住んでおりませんで、現地は耕作放棄地となっております。

譲受人は、現在旅館業をしていますが、場所が隣接地であるため、取得して、耕作放棄地ですので、整地を行った上で、サンショウ、ハーブ、エゴマ等を栽培して、旅館業のほうで利用したいということであります。また、現在の場所に自生した木とかワラビ等もありまして、それも増やしていきたいそうです。

申請地なんですけれども、一部は山林に囲まれていまして、ちょうど野生動物の通り道になっている場所にあります。そのため、一般作物の栽培は困難ではないかと思われまます。

周辺に農地はなく、農地に影響はないものと思われまます。

なお、譲受人は取得のための耕作面積基準は満たしております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございますが、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

ないようですので、申請のとおり決定をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

じゃ、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案の第11号農地法4条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局

そうしましたら、4ページをお開きください。

議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。

次のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件1件です。

次のページをお開きください。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上です。よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきましては、第10号と関連があるようでございます。2番の星野敏雄委員に現地の確認調査をお願いしてございますので、調査結果の報告をお願いいたします。

2番委員

2番の〇申請を担当しています星野敏雄です。よろしく申し上げます。

これは、先ほど3条で申請がありました筆の真ん中、中央でございます。

申請地は、先ほど話を聞きましたように、〇駅から1.7キロ下ってきた右側ということで、住宅街のところにあります。

3月1日に現地調査を行いまして、同日に代理人であります〇〇さんに確認

をいたしました。

確認してということなんですけれども、既に始末書が出ていますように、住宅が建たれているということでございます。

この申請に添付されている資料、計画書、それから資金計画等から確認でき、確実に実施されていると思ひ、問題がないと思われます。

申請面積の妥当性ですが、利用面積を確認したところ、3畝以内ということで、279㎡ということですので、問題はないと思われます。

それから、周辺農地の営農状況についてですけれども、周辺農地の営農には支障がないというふうに考えられます。

同様に、転用することによって生じる付近の農地の作物の被害、防除措置ということですが、想定される被害等はないと思われます。

そのほかとして、想定される懸案事項は特にございません。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。

既に住宅が建っている案件でございますが、この件に関しまして、委員の皆様より質問、意見等がありましたらお願いをいたします。

15番委員

15番、原澤です。

この〇〇さんは茨城に住んでいるという話で、先ほど土地を譲りたいという話があったわけですが、今この家には誰が住んでいるのでしょうか。

2番委員

誰も住んでいません。建てただけで、ほとんど住んだことがないという状況だそうです。

昭和47年頃に建てたということですから、今から50年も前の話になっています。〇〇さんというのは、私より2つぐらい上の人です。建ててすぐ、就職先がうちの近くではなく、遠いところになったという話です。それでそのままずっと誰も住まないでいたということだそうです。

議長

ほかに質問、意見等ございましたらお願いします。

ないようですので、申請の許可を決定したいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局

そうしましたら、6ページをお開きください。

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めらる。

別紙記入事件2件です。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
この件につきまして、〇につきましては、7番の今井育男委員に現地の確認調査をお願いしてございます。調査結果の報告をお願いいたします。

7番委員 7番の〇が担当地区の今井育男です。
農地法第5条の申請事案の調査結果を報告させていただきます。
申請地は、先月末ですけれども、県道〇線の〇新号の手前を右に入っていく突き当たりのところ。その突き当たりのところが譲受人の〇〇さんの自宅なんですけれども、その自宅の東側に当たる場所なんですけれども、地目は畑になっているんですけれども、ほとんどのり面になっていて、耕運機も入らない、何もできない畑なんですけれども、そのところを譲受人の〇〇さんは、庭にしたいということなんですけれども、実際に今この写真で見ますと、本当にそこへ2人ばかりいるんですけれども、そんなすごい傾斜であり、またそのところに木が生えたり、笹が生えたりして、すごい場所だったんですけれども、去年ですか、木を切ったり草刈りをして、〇〇さんがほとんど管理している場所なんですけれども、そのところを取得して、その場所へ、今の写真でいうとよく分かるんですけれども、畑の用途としてはほとんど使えないような状況になっている場所です。そのところを庭として使いたいというわけなんですけれども、宅地の地面から2.5mぐらい高いところにあるんですけれども、そのところへツツジなどを植えたいという話でした。
3月7日に、〇〇さん立会いの下、話を聞いてきたわけなんですけれども、そういった場所でありまして。その上のほうもずっとのり面になっていて、その上に〇線が走っているわけなんですけれども、四ヶ村用水があり、その上にまた〇線という、本当にのり面になっているわけなんですけれども、そのところを先ほど言いましたけれども、ツツジなどを植えたいという話でした。
懸案事項につきましては、これといて特に何も見当たりませんし、審議のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ありがとうございます。
現地については、ただいまご報告いただいたとおりでございますが、委員の皆様方のほうから質問、意見等ございましたらお願ひいたします。
特にないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思ひます。よろしゅうございませうか。説明をいただきました。
(「はい」の声)

じゃ、そのように決定させていただきます。

続きまして、〇の小水力発電の関係の案件でございます。これにつきましては、12番の本多偉男委員に現地の確認調査を依頼してございませう。調査結果の報告をお願いいたします。

12番委員 12番の本多です。〇を担当してございませう。よろしくお願ひします。
今回の5条の申請案件の関係なんですけれども、3月3日に申請地の確認を行いました。先般、事務所等を造りたいということで、左隣の農地の申請が下りたところに隣接した畑でございませう。場所的には、県道〇線を来まして、〇と言われるところに入って、県道に面した右側の細長い畑でございませう。ここ

のところをよく見てみると、周りも大分耕作放棄地になっているというような状況で、またこれに面した農地については、関係している農家の持ち物であるというようなことがございます。

小水力発電の取水口の工事に伴って発生する土砂の一時置場として利用したいというようなことでございます。工事が終了次第、残土を処理して農地にして返還するというようなことを〇〇さんという方に確認いたしました。

申請面積的には、2つの畑で1反1畝ぐらいになるわけなんですけれども、土の量がでるかは想像つきませんけれども、かなり土砂を置けるのかなというように思っております。だから土砂がほかの農地に流れるとかということはないのかなということでございます。

ほかの懸案事項等は見当たりませんので、ご協議のほうをよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告いただいたところでございますが、一時転用という形で、工事に伴う残土置場として使用したいということでございますが、皆様のほうから質問、意見等がございましたらお願いいたします。

ないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第13号 農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

8ページをお開きください。

議案第13号 農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求める。

別紙記入事件 7件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田の賃貸借の通年、3,011㎡。利用権存続期間は7年、624㎡、10年、2,387㎡。畑の賃貸借の通年、6,591㎡。利用権存続期間は5年、2,799㎡、10年、3,792㎡、合計は9,602㎡。貸し手は7戸、借り手は4戸でございます。

10ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

委員の皆様方から、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

なければ、申請のとおり承認をしたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第14号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

(一括方式)の案件でございます。
事務局よりお願いいたします。

事務局

11ページをお開きください。
議案第14号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)
次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求める。
別紙記入事件 2件
次のページをお開きください。
農用地利用集積計画概要でございます。
田の賃貸借の通年、2,035㎡。利用権の存続期間は10年、2,035㎡、合計2,035㎡。貸し手は2戸、借り手は1戸でございます。
13ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。
詳細につきましては、13ページの番号1に書いてある件でございます。
この件に関しまして、委員の皆様より質問、意見等ございましたらお願いいたします。
特になければ、議案のとおり承認をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
以上で議案審議を終了させていただきまして、続きまして、協議・報告事項に移ります。
まず最初に、報告事項1番につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局

14ページをご覧ください。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出がありましたので報告いたします。
◇(議案書・番号1、朗読説明)
以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。
この件に関しまして、意見、質問等ございましたらお願いをいたします。
特にないようですので、届出のとおり受理をさせていただきます。
続きまして、報告事項2番について、事務局よりお願いいたします。

事務局

そうしましたら、15ページをご覧ください。
協議事項・報告事項(2)です。
農地台帳登載に係る取扱いについての第3の(3)により、農地台帳に登載される農地の報告をいたします。
◇(議案書・番号1、朗読説明)
以上であります。よろしく申し上げます。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。
この件に関しまして、本多偉男委員のほうに経緯等の確認と現地の確認をお願いしてございますので、調査結果の報告をお願いいたします。
- 12番委員 12番の本多です。〇を担当しています。
農地管理台帳に掲載してもらいたいというようなことで、3月4日に現地調査を行いました。
本人とも話をさせていただいたんですけども、現況は自家用野菜、それから農業用のハウスが若干あるように思われます。〇でも大々的に農業をやられている方でございますので、今後とも営農は継続されると思われますので、特に懸案事項等は見当たりませんでした。
ということで、よろしく審議のほうお願いできればと思いますので、よろしくをお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
ただいま報告をいただいたわけですが、質問、意見等がございましたらお願いいたします。
- 15番委員 原澤でございます。
ここの案件だからということじゃないんですが、これも転用してから30年近くたっているわけです。それまで何も手をつけず、チェックもしなかったということですよ。恐らく、こういう土地が幾つもあるんじゃないかと思うんです。事務局としては、これから、農地転用してそのまま放っておいたような土地を少しはチェックするなり、調べるなりする意思があるのか。
- 議 長 事務局、お願いいたします。
- 事務局 原澤委員がおっしゃるとおり、塩漬けにされている場所、また先ほど4条でも出たように、50年たった転用が始末書付で許可が出されるという、これは本来あってはならないことだと思っています。
襟を正して、推進委員さんに農地パトロールを行っていただいて、現況を把握して、少しでもこういった案件をなくして、本当に守るべき農地はどこなのかというものを明確にしていくような形で、今事務局としてはそのような方針で進めていっているところです。
以上です。
- 議 長 事務局から説明が終わりましたが、もちろん毎年調査をしていく形で、できるだけこういった案件が発生しないように、今後とも努力を続けたいと思いますので、委員の皆様の対応、よろしくお願いをいたします。
ほかにございませんか。
なければ、申請通り農地台帳への登載を決定したいと思います。
続きまして、協議事項3番、形質変更届について、事務局よりお願いいたします。

事務局 そうしましたら、16ページをご覧ください。
協議事項・報告事項（3）になります。
形質変更届による届出について報告いたします。
◇（議案書・番号1、朗読説明）
以上、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
一応、果樹の改植に伴う形質変更届でございますが、皆様のほうから質問、
意見等がございましたらお願いいたします。
なければ、届出のとおり受領させていただきます。よろしくお願いいたします
す。
続きまして、協議・報告事項の4番、農業経営改善計画の認定について願
いいたします。

事務局 17ページをご覧ください。
協議事項・報告事項（4）になります。
農業経営改善計画の認定について報告いたします。
今回の内容としましては、2件とも継続による認定案件となります。認定日
はともに令和3年2月25日となります。内容につきましては、適宜内容をご
覧いただければというふうに思います。
以上、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま事務局から説明いただきましたとおり、17ページに記載してあり
ます2件につきまして、農業経営改善計画の認定を2月25日にしたというこ
とで報告をいただきましたので、よろしくお願いいたします。
以上で協議事項が終わりました。
その他につきまして、事務局より何かございましたらお願いいたします。
（「ありません」の声）
特に事務局からはないようですので、以上をもちまして、令和3年第3回の
農業委員会を終了します。
どうもありがとうございました。

閉会 みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄閉会を宣す。

〔午後2時35分〕